

○職場等におけるハラスメント防止要綱

〔平成13年3月5日〕

改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、職場等におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、もってハラスメントのない快適で働きやすい職場環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 木曾広域連合に勤務する全ての職員をいう。
- (2) 職場 職員が職務に従事する場所(出張先その他職員が通常職務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。)
- (3) 性的な言動 性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。
- (4) セクシュアルハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動を行うこと。
- (5) パワー・ハラスメント 職場において、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。
 - ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
 - (ア) 妊娠したこと。
 - (イ) 出産したこと。
 - (ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。
 - イ 職員に対する妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ウ 職員に対する育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

エ 職員に対する介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(7) ハラスメント セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等ハラスメントの総称をいい、次に掲げる様態のものとする。

ア 職場において職員が他の職員又は職員以外の者に対して行なうもの

イ 職場において職員以外の者が職員に対して行なうもの

ウ 職場外において職員が他の職員に対して行なうもの

(職員の責務)

第 3 条 職員は、ハラスメントをしないよう、自らの発言や行動に十分注意しなければならない。

2 職員は、ハラスメントがない良好な執務環境の維持、確立に努めなければならない。

(職員を監督する地位にある者の責務)

第 4 条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、常に率先してハラスメントの防止に努めなければならない。

2 監督者は、部下職員からハラスメントに関する相談を受けた時又はハラスメントが生じた時は、総務課長及び第 6 条に規定するハラスメント相談員と連携し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等の実施)

第 5 条 ハラスメントに関する理解を深め、その発生を未然に防止するため、職員及び監督者に対し必要な研修等を実施する。

(ハラスメント相談員の設置)

第 6 条 職員のハラスメントに関係する様々の苦情及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

2 相談員は、木曾広域連合事務局長及び総務課長が指定する職員とする。

3 相談員は、性別ごとに各 1 名以上を設置することとする。

(苦情相談の処理)

第 7 条 相談員は、苦情相談を受けた時は、当該苦情相談をした職員から事情を聴取するとともに必要な指導助言を行ない、速やかにその内容を総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認め

る場合は、関係相談員等に助言を行なうなど、事案に即した必要な措置をとるものとする。

(問題解決のための措置)

第 8 条 総務課長は、ハラスメントが発生し、又は発生している疑いがあると認める場合には、当事者及び関係者から事実関係を確認したうえ、加害者に対する注意、指導等必要な措置を厳正かつ迅速に講ずるものとする。

2 総務課長は、前項の規定による措置を講じた時は、その内容を被害者に説明するものとする。

(懲戒処分等)

第 9 条 ハラスメントを行なった職員に対しては、その態様等に応じ懲戒処分を含む必要な措置を講ずる。

(不利益な取扱いの禁止)

第 10 条 職員及び監督者は、苦情相談を行ない、又はハラスメントに係る調査等に協力した職員に対して不利益な取扱いを行なってはならない。

(プライバシーの保護)

第 11 条 苦情相談及びハラスメントに係る措置に関わった職員は、関係者のプライバシーの保護に特に留意しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。